

令和6年度 さいたま市立大久保小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大久保小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版）」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員、警察関係者
※構成員は、必要に応じて定例会等に出席する。
- (3) 開 催：
 - ア 定例会（学校運営協議会と兼ねて開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導・特別支援委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - オ 内容：
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、取組の状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 スマイル委員会

- (1) 目 的：いじめの問題に対して考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：計画委員、代表委員（各委員会委員長、4年生代表委員）
- (3) 開 催：代表委員会（主に6～9月、その後隨時）
- (4) 内 容：
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○5月または9月に、「友情 信頼」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○いじめ撲滅強化月間…いじめの問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。〈6月1日～6月30日〉

○実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・人権週間による、人権標語・人権作文の取り組み
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・いじめに関する簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○「話の聴き方・伝え方について考え方」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返しを行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談ができるようとする。

○授業の実施：全学年（低学年…11月 3年生…7月 4～6年生…6月）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：9月

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレット端末を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

6 人権週間を通して

○児童に人権の重要性について考えさせ、人権意識を育てるこことによって、いじめの未然防止に努める。

○人権週間：12月

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見

1 曜日の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配布されている面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめがあったか、毎月担任が振り返ることで個々の意識を高め、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。（6～7月）
- (2) 月1回、教育相談日を設定し、児童や保護者が相談できる体制づくりに努める。

5 保護者との連携

教育相談日・個人面談、また普段から家庭との連絡を密にとり、いじめの早期発見に努める。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・児童委員懇談会 （年1回開催）
- (2) 防犯ボランティア連絡会 （年2回開催）
- (3) 学校運営協議会 （年3回開催）

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、校長の命を受け、組織的対応の要として教職員を指導する。

○教務主任は、校長の命を受け、関係教職員の連絡・調整を行う。

○担任は、事実の確認のため情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集をする。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○学年担当は、担当する学年の児童の情報収集をする。（できるだけ複数で情報収集する）

学年主任に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

○教育相談主任は、保護者からの相談に応じて、外部機関と連絡調整をする。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

校内、校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○養護教諭は、欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。

○スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事項について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対処を行う。

ア) いじめ対策校内委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

学校いじめ防止基本方針の周知徹底 (4月)

大久保スタンダード（生徒指導編）の周知徹底 (4月)

2 校内研修

- (1) 生徒指導全体会 (4月・3月)
- (2) 生徒指導・特別支援委員会 (毎月定例)
- (3) 生徒指導に係る職員研修 (8月)
- (4) 人権教育に係る研修 (8月)
- (5) 特別支援教育に係る研修 (8月)
- (6) ゲートキーパーフォローアップ研修 (8月)

X PDCA サイクル

毎月の生徒指導委員会や教育相談部会（特別支援教育部会）の話し合いを基に効果的な研修や児童理解に努める。より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するために、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを学校評価等を生かし、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを行う。

PDCA サイクルは、管理職の指導の下、運営委員会・生徒指導部会等において決定する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCA サイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定